郵便　〇〇〇－〇〇〇〇　　＃〇〇－〇〇〇〇〇〇
住所　〇〇〇〇
氏名　〇〇〇〇　様

お問い合わせの際は、**通知書番号**をお伝えください。

12345678

年税額　：今年度１年間の住民税・県民税の額

給与特徴税額　：年税額のうち給与から天引きされる額

年金特徴税額　：年税額のうち公的年金から天引きされる額

差引普通徴収税額：年税額から給与特徴税額と年金特徴税を差引きした額
（納付書でお支払い 又は口座振替する額）

年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額

通知書番号	
金融機関名	
口座番号	
口座名義人	

普通徴収税額を引落とす口座
※口座登録がある方

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限						

▼一括で納めていただく場合
＊一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額
（仮徴収税額）

年金より特別徴収される額					

※１

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

※２

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、
来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）

年金より特別徴収される額					

※３

令和７年１月１日～令和７年１２月３１日までの収入を基に税額が計算されます。

(単位:円)

給与収入	▼扶養親族・特親該当区分								▼本人該当区分					
公的年金等収入	控配	老配	特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	特親	未成年者	特障	他障	寡婦	勤労学生

分離課税がある方は、この限りではありません。
また、一定の所得を超えると均等割額が発生します。
詳細の計算方法や非課税基準は、別添資料「税額計算書」をご覧ください。

▼算出税額	市民税	県民税
税額控除前所得割	③×６％	③×４％

寄附金税額控除(ふるさと納税等)、住宅借入金等特別控除などの税額控除に係る内訳はこちらに記載されます。

合計所得金額	控除合計 ②	所得割額 ④
繰越損失額		均等割額
総所得金額等 ①		森林環境税額
		減免額・免除額
▼課税標準額 ・・・③		年税額（住民税及び森林環境税の額）
		給与・公的年金等からの特別徴収税額
		差引普通徴収税額(本年度納めていただく額)
		控除不足額
		還付充当可能額

①－②＝③

④＋均等割額(4,000円)
＋森林環境税(1,000円)

公的年金からの特別徴収方法
～今年度の税金～
徴収月
４月
６月
８月　前年度の税額の1/6ずつを見込みで徴収＝仮徴収税額　※１

⇒６月に確定した税額を１０月から調整

１０月
１２月
翌２月　仮徴収された額を差し引いた残りを1/3ずつ徴収＝本徴収税額　※２

～来年度の税金～
徴収月
翌４月
翌６月
翌８月　今年度の税額の1/6ずつを見込みで徴収＝翌仮徴収税額　※３

※公的年金からの特別徴収制度とは
年金保険者が、市県民税を年金から天引きして、市へ納入する制度です。対象者は以下の３点を満たす方です。
・４月１日現在、６５ 歳以上の年金受給者
・老齢基礎年金の年額が １８万円以上ある
・介護保険料が年金から徴収されている

【新たに対象となった場合(６５ 歳になられた方など)】
１０ 月から年金特別徴収が開始されるため、年税額の 1/4ずつ を6 月と 8 月に普通徴収の方法で納めていただきます。１０ 月、１２ 月、翌年２月は年税額1/6ずつを年金から差し引きます。